

産地活性化総合対策事業実施要綱の制定について

22生産第10888号
平成23年4月1日
農林水産事務次官依命通知

改正	平成23年9月1日	23生産第4223号
改正	平成24年4月6日	23生産第6153号
改正	平成24年8月22日	24生産第1283号
改正	平成25年5月16日	25生産第372号
改正	平成26年4月1日	25生産第3434号
改正	平成27年4月9日	26生産第3333号
改正	平成27年9月30日	27生産第1823号
最終改正	平成28年4月1日	27生産第2904号

この度、産地活性化総合対策事業の実施に係る産地活性化総合対策事業実施要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な指導をお願いします。

なお、このことに併せ、産地収益力向上支援事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生産第9808号農林水産事務次官依命通知）及び農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知）は廃止することとされたので御了知願いたい。

以上、命により通知する。

産地活性化総合対策事業実施要綱

第1 趣旨

近年、農産物価格が低迷しているにもかかわらず、資材価格の高騰等により生産コストが上昇し、農業の収益性の低下を招いており、産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成に向けた取組、品目ごとの多様な問題の解決に向けた取組等が必要となっている。

このことを踏まえ、新品種・新技術等を活用した産地形成、生産システムの革新、薬用作物等地域特産作物の産地確立、国産花きのシェア奪還と輸出拡大、産地の収益力増強、国産粗飼料の生産性向上、大豆、麦、飼料用米等の大幅な生産拡大・生産コストの低減及びいぐさ・畳表生産者の経営安定を図る取組を支援し、もって産地の活性化を図ることとする。

第2 事業の内容等

本事業は、農畜産業機械等リース支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2448号農林水産事務次官依命通知）、いぐさ・畳表農家経営所得安定対策事業実施要綱（平成26年3月20日付け25生産第3364号農林水産事務次官依命通知）に定める事業のほか、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業内容、事業実施主体、補助要件、補助率及びリース料助成率は、それぞれ別表1から別表6までに定めるとおりとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省生産局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）が特に必要と認める場合にあっては、別表1から別表6までに定める事業のほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

1 新品種・新技術活用型産地育成支援事業

- (1) 産地ブランド発掘事業
- (2) 地域コンソーシアム支援事業
- (3) 種苗供給円滑化事業
- (4) 新品種・新技術活用環境整備事業
- (5) 農畜産業機械等リース支援事業のうち新品種・新技術活用型

2 生産システム革新推進事業

- (1) 農作業安全総合対策推進事業
- (2) 普及指導活動課題解決技術習得支援事業
- (3) G A P体制強化・供給拡大事業
 - a 販路拡大等を目指したG A Pの普及推進事業
 - b 認証体制導入支援事業
 - c I C Tを活用した既存G A Pの高度化支援事業
 - d 全国推進事業

3 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業

- (1) 薬用作物産地確立支援事業
- (2) 薬用作物産地支援体制整備事業

- (3) 国産茶輸出拡大等促進支援事業
- (4) 地域特産作物産地確立支援事業
- 4 国産花きイノベーション推進事業
 - (1) 地区推進事業
 - (2) 全国推進事業
- 5 産地収益力増強支援事業
 - (1) 大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業
 - a 作付体系転換支援事業
 - b 米粉製造革新技術等開発事業
 - c 全国推進事業
 - (a) 大豆価格形成安定化事業
 - (b) 革新技術等波及展開支援事業
 - (2) 養蜂等振興強化推進事業
 - a 地区推進事業
 - b 全国推進事業
 - (3) 地域作物支援地区推進事業
 - (4) 地域バイオマス支援地区推進事業
 - (5) 食肉等産地育成強化推進事業
 - (6) 乳業再編等合理化推進事業
 - a 地区推進事業
 - b 全国推進事業
- 6 農畜産業機械等リース支援事業のうち産地活性化型
 - 5の(1)のa及びbに付随するリース事業

第3 事業実施期間

- 1 第2に掲げる事業のうち地域段階で実施する以下の事業（以下「地区事業」という。）の事業実施期間は、生産局長等が別に定める。
 - (1) 1の(1)から(4)までの事業
 - (2) 2の(3)のaの事業
 - (3) 3の(1)及び(3)の事業
 - (4) 4の(1)の事業
 - (5) 5の(1)のa及びb、(2)のa、(3)から(5)まで並びに(6)のaの事業
- 2 第2に掲げる事業のうち全国段階で実施する以下の事業（以下「全国推進事業」という。）のうち、(1)から(4)までの事業実施期間は1年間とし、(5)の事業については生産局長等が別に定めるものとする。
 - (1) 2の(1)、(2)及び(3)のb及びcの事業
 - (2) 3の(2)及び(4)の事業
 - (3) 4の(2)の事業
 - (4) 5の(1)のc、(2)のb及び(6)のbの事業
 - (5) 2の(3)のdの事業

3 第2の1の(5)及び6に定める事業(以下「リース事業」という。)の事業実施期間は、一体的に実施する地区事業の事業実施期間のうち、いずれかの年度の1年間とする。

第4 事業の成果目標

- 1 事業実施主体は、第2の1から6までに掲げる各事業の開始前に当該事業の成果目標を第5に定める事業実施計画等にそれぞれ定めなければならない。
- 2 成果目標の設定に関し、必要な事項は、生産局長等が別に定める。

第5 事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

- (1) 地区事業及びリース事業(以下「地区事業等」という。)を実施する事業実施主体は、第4の1で定めた成果目標の実現を図るため、生産局長等が別に定めるところにより、地区事業等の事業実施計画(以下「地区事業計画」という。)を作成し、生産局長等が別に定める場合を除き、地方農政局長(北海道にあっては生産局長等、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)に提出して、その承認を受けるものとする。

また、地区事業等を実施する事業実施主体のうち生産局長等が別に定めるところによりプログラムの作成を行うこととされている事業実施主体にあっては、事業実施期間の初年度において、地区事業計画と併せて生産局長等が別に定めるところによりプログラムの承認を受けるものとする。

- (2) (1)の地区事業計画については、単年度ごとに作成するものとし、生産局長等が別に定める場合を除き、事業実施期間中、毎年度、当該計画について、(1)の承認の手続を行うものとする。
- (3) (1)の地区事業計画等の重要な変更は、生産局長等が別に定めるところによるものとし、重要な変更に係る手続は、(1)に準じて行うものとする。
- (4) 全国推進事業を実施する事業実施主体は、生産局長等が別に定めるところにより、全国推進事業の事業実施計画(以下「全国推進事業計画」という。)を作成し、生産局長等に提出して、その承認を受けるものとする。

また、全国推進事業を実施する事業実施主体のうち生産局長等が別に定めるところによりプログラムの作成を行うこととされている事業実施主体にあっては、事業実施期間の初年度において全国推進事業計画と併せて生産局長等が別に定めるところによりプログラムの承認を受けるものとする。

- (5) (4)の全国推進事業計画については、年度ごとに作成するものとし、生産局長等が別に定める場合を除き、事業実施期間中、毎年度、当該計画について、(4)の承認の手続を受けるものとする。
- (6) (4)の全国推進事業計画等の重要な変更は、生産局長等が別に定めるところによるものとし、重要な変更に係る手続は、(4)に準じて行うものとする。

2 地方農政局長による事業実施計画等の承認等

地方農政局長は、生産局長等が別に定める場合を除き、以下により事業実施計画の承認等を行うものとする。

- (1) 本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、当該公募に係る要領及び審査基準等を、生産局長等が別に定める選定審査委員会(以下「委員会」という。)に諮るものとする。
- (2) 地方農政局長は、公募により新たに地区事業の事業実施主体を採択する場合は、事業実施主体から提出された地区事業計画等の内容を確認した上で、取組内容及び成果目標が妥当であるか等について委員会の審査を受けるものとする。
- (3) 生産局長等は、必要に応じて委員会を開催し、関係する地方農政局長にその審査結果を通知するものとする。
- (4) 地方農政局長は、(3)による委員会の審査結果に基づき、地区事業計画等を承認するものとする。

なお、既に承認を受けたプログラム等に基づき、前年度から継続して事業を実施する事業実施主体の事業実施計画の承認に当たっては、委員会の審査を要しないものとする。
- (5) 生産局長等は、公募により新たに全国推進事業の事業実施計画を採択する場合は、事業実施主体から提出された全国推進事業計画等について、委員会において選定に係る審査を実施し、妥当であると認められるときは、これを承認するものとする。

第6 事業実施状況の報告等

- 1 地区事業等の事業実施主体は、生産局長等が別に定めるところにより、当該年度における地区事業の実施状況を作成し、生産局長が別に定める場合を除き、地方農政局長に報告するものとする。
- 2 地方農政局長は、1の事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を検討し、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。
- 3 全国推進事業の事業実施主体は、生産局長等が別に定めるところにより、事業実施状況を生産局長等に報告するものとする。

第7 事業の評価

- 1 地区事業等の事業実施主体は、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況について、生産局長等が別に定めるところにより、自己評価を行い、生産局長等が別に定める場合を除き、地方農政局長に報告するものとする。
- 2 地方農政局長は、1の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、関係部局で構成する検討会等においてその内容について評価を行うものとする。
- 3 地方農政局長は、2の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断される場合には、当該事業実施主体に対し、達成するまで毎年度、目標達成に向けて取り組むよう指導するものとする。
- 4 3により実施した取組の点検評価については、1及び2に準じて行うものとする。
- 5 地方農政局長は、2及び4の点検評価結果を生産局長等に報告するものとする。
- 6 地方農政局長は、3により指導を行った場合には、その内容を生産局長等に報告するものとする。
- 7 全国推進事業の事業実施主体は、生産局長等が別に定めるところにより事業実施年

度（目標年度を別に定めている事業については、目標年度）の翌年度において自己評価を行い、その結果を生産局長等に報告するものとする。

生産局長等は、当該報告を受けた場合には、内容を点検評価し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

- 8 地方農政局長及び生産局長等が行った点検評価結果については、外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果をとりまとめるものとする。
- 9 地方農政局長及び生産局長等は、8によりとりまとめられた最終的な評価結果について公表するものとする。
- 10 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

第8 推進指導

国は、地域の実態に即し、かつ、生産者等自らの創意工夫を活かした本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県、市町村、農業団体、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第9 国と都道府県の情報共有

地方農政局長は、本事業の円滑な実施に資するため、地区事業等について、以下のとおり都道府県と管内の情報を共有するものとする。ただし、事業実施主体が都道府県である場合又は事業実施主体の構成員に都道府県が含まれる場合はこの限りでない。

- 1 地方農政局長は、事業実施主体から提出された地区事業計画等について、当該事業実施主体が所在する都道府県（以下「関係都道府県」という。）に情報提供をするものとする。
- 2 1の情報提供を受けた関係都道府県は、地区事業計画等について、各都道府県における農業の振興方針等に照らし必要と認めるときは、地方農政局長に意見を提出することができる。
- 3 2の意見の提出を受けた地方農政局長は、当該意見について十分配慮し、関係都道府県に情報提供するものとする。
- 4 地方農政局長は、第6の1に基づき事業実施主体から提出された地区事業等の実施状況及び第6の2に基づく当該事業に係る事業実施主体に対する指導の内容について、関係都道府県に情報提供するものとする。
- 5 地方農政局長は、第7の1に基づき事業実施主体から提出された成果目標の達成状況及び自己評価、第7の2に基づく点検評価及び第7の3に基づく事業実施主体に対する指導の内容について、関係都道府県に情報提供するものとする。
- 6 国は、第7の10に基づき事業についての調査を行う場合には、関係都道府県との間で十分な連携を図るものとする。

第10 事業費の低減

本事業の実施に当たっては、過剰な推進活動及び機械等の導入を排除し、徹底した

事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

第11 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより、補助するものとする。

第12 委任

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長等が別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、産地収益力向上支援事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生産第9808号農林水産事務次官依命通知。以下「産地旧要綱」という。）及び農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の産地旧要綱及び農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱に基づき平成22年度に事業を実施した者による当該事業の継続実施については、なお従前の例による。
- 4 3により、なお従前の例によることとされた継続実施事業について、廃止前の産地旧要綱第2の1の（1）のアの一般地区推進事業を現に実施している産地収益力向上協議会が、施設の整備等を実施しようとする場合には、産地旧要綱第2の2の（1）における「一般地区整備事業」については、「融資主体型補助整備事業」と読み換えるものとする。
- 5 3により、なお従前の例によることとされた継続実施事業について、廃止前の産地旧要綱第2の1の（1）のイの有機農業推進事業を現に実施している有機農業協議会においても、第2の3の事業を実施できるものとする。
- 6 平成22年度に実施された3の事業に係る実施状況報告及び評価については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 平成23年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成24年8月22日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 平成24年度までに事業実施計画の承認を受けた地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正に伴い、産地活性化総合対策事業（農作業安全緊急推進事業）実施要綱（平成24年4月6日付け23生産第5992号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 平成25年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。ただし、平成26年度までに事業を実施した地区のうち平成27年度以降に評価を行う地区にあっては、改正後の本要綱第7の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の産地活性化総合対策事業実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

別表1 新品種・新技術活用型産地育成支援事業（第2の1関係）

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助要件	補助率
I 産地ブランド発掘事業	1 埋もれた品種・技術等の発掘評価 2 産地・実需者等との実証等を通じたコンソーシアム候補の形成 3 地方農政局長が提案する広域的な取組	1 都道府県 2 中間事業者（生産局長が別に定める要件を満たすもの。） 3 広域コンソーシアムを構成する試験研究法人（生産局長が別に定める要件を満たすもの。）（事業内容の欄3の取組に限る。）	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 原則として、生産局長が別に定める内容を記載したコンソーシアム候補形成活動計画が策定されていること。 2 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 3 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額
II 地域コンソーシアム支援事業	1 新品種・新技術等の普及に関する取組 2 産地のブランド化に関する取組 3 ブランドの保護に関する取組	地域コンソーシアム （生産局長が別に定める要件を満たすもの。）	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 生産局長が別に定める内容を記載した新品種・新技術活用産地育成プログラムが策定されていること。 2 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 3 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額
III 種苗供給円滑化事業	実需者、生産者、行政等が一体となって産地形成を行う取組の一環として必要となる新品種等の種苗の早期供給体制づくりに向けた以下の取組を支援する。 1 種苗の安定供給体制確立のための検討会の開催 2 種苗の実証栽培 3 種苗生産技術等の習得 4 種苗生産に向けた環境整備	次に掲げる者のうち、政策統括官が別に定める要件を満たす者とする。 ただし、2から5までに掲げる者については、地域コンソーシアム又はそれに準ずる者（2から5までに掲げる者に種苗生産を委託する者であり、かつ、政策統括官が別に定める要件を満たすもの。）から種苗生産の委託を受けた	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 地域コンソーシアム又はそれに準ずる者において、政策統括官が別に定める内容を記載した新品種・新技術活用産地育成プログラムが策定されていること。 2 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 3 生産局長が別に定める要件	定額

		ものに限る。 1 地域コンソーシアム 2 都道府県 3 市町村 4 民間団体（以下に掲げるもの） (1) 民間企業 (2) 公益社団法人 (3) 公益財団法人 (4) 一般社団法人 (5) 一般財団法人 (6) 農業協同組合 (7) 農業協同組合連合会 (8) 事業協同組合 (9) 事業協同組合連合会 (10) 試験研究機関 5 種苗供給コンソーシアム	を満たしていること。	
IV 新品種・新技術活用環境整備事業	国産原材料供給力強化支援事業 1 品目共通 (1) 国産原材料供給・利用協議会の開催 (2) 新品種等現地適応性試験の実施 (3) 導入品種等の加工適正試験の実施 (4) 種子種苗等の供給体制の整備 (5) GAP・トレーサビリティ手法の導入 (6) 機械・設備等のリース 2 安定供給体制確立支援型 (1) 低コスト流通システムの実証 (2) 労働力調整・安定出荷体制の確立 (3) 園地等の再編の推進 (4) 園地・栽培施設のリース (5) 共同利用機械整備 3 付加価値向上等緊急支援型 (1) 新たな栽培技術等の実証・普及 (2) 付加価値加工流通体制の確立 (3) 商品化試験 (4) 共同利用機械整備	国産原材料供給・利用協議会（生産局長等が別に定める要件を満たすもの。）とする。ただし、事業内容の欄2の（5）及び3の（4）の共同利用機械整備（以下「共同利用機械整備」という。）については、法人格を有する国産原材料供給・利用協議会又は国産原材料供給・利用協議会の構成員であって次に掲げる法人又は団体であるものとする。 1 農業協同組合連合会 2 農業協同組合 3 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人を	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 受益農家が原則として3戸以上であること。 2 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 3 生産局長等が別に定める基準等を満たしていること。 4 共同利用機械整備については、1から3までに加え、次の（1）及び（2）の要件を満たすこと。 (1) 当該機械の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 (2) 共同利用機械整備以外の取組と一体的に実施すること。	定額 ただし、共同利用機械整備については1／3以内

	4 加工・業務用野菜生産加速化支援型 (1) 機械の維持管理・改良 (2) 加工・業務向けの品種の導入 ア 種子種苗等の導入 イ 育苗ハウスのリース	いう。以下同じ。) 4 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。) 5 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業団体をいう。以下同じ。) 6 その他農業者の組織する団体（生産局長等が別に定めるものをいう。）		
V 農畜産業機械等リース支援事業（新品種・新技術活用型）	II 又はIIIの事業と一体的に実施する次に掲げる取組 1 リース方式による生産局長が別に定める農業機械の導入 2 リース方式による生産局長が別に定める園芸施設の導入	II 又はIIIの事業実施主体	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額（生産局長が別に定める額以内）

別表2 生産システム革新推進事業（第2の2関係）

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助要件	補助率
I 農作業安全総合対策推進事業	1 啓発資材・リスクカルテ（各農業者が有するリスクやその対策をまとめたものをいう。以下同じ。）制作検討委員会の開催 2 啓発資材・リスクカルテの制作 3 啓発資材等を使用した啓発活動の実施 4 実施効果報告書の作成	次に掲げる者のうち、生産局長が別に定める要件を満たす者とする。 1 民間企業 2 公益社団法人 3 公益財団法人 4 一般社団法人 5 一般財団法人 6 協同組合 7 特定非営利活動法人	生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額

		8 学校法人 9 独立行政法人 10 国立大学法人 11 公立大学法人 12 任意団体（生産局長が別に定める要件を満たすもの。）		
Ⅱ 普及指導活動 課題解決技術習得支援事業	都道府県派遣研修 1 共通の普及課題に対する現地における研修会（普及指導活動現地研修） 2 全国の民間企業等における研修会（民間企業等現地研修）	次に掲げる者のうち、生産局長が別に定める要件を満たす者とする。 1 民間企業 2 公益社団法人 3 公益財団法人 4 一般社団法人 5 一般財団法人 6 協同組合 7 企業組合 8 特定非営利活動法人 9 学校法人 10 特殊法人 11 認可法人 12 独立行政法人	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額
Ⅲ G A P 体制強化・供給拡大事業				
1 販路拡大等を目指したG A Pの普及推進事業	1 生産者に対するG A Pの推進 2 G A P指導者等の育成 3 産地一体となったG A Pへの取組 4 マニュアル等の作成	1 農業協同組合連合会 2 農業協同組合中央会 3 市町村 4 農業協同組合 5 農業者の組織する団体（生産局長が別に定める要件を満たすもの。） 6 協議会	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が生産局長が別に定める成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	1 / 2 以内

		(生産局長が別に定める要件を満たすもの。)		
2 認証体制 導入支援事業	1 検討会の開催 2 審査・確認の仕組みの構築 3 農場審査の実証及び検証	1 都道府県 2 市町村 3 民間企業 4 公益社団法人 5 一般社団法人 6 公益財団法人 7 一般財団法人 8 協同組合 9 企業組合 10 特定非営利活動法人 11 学校法人 12 特殊法人 13 認可法人 14 独立行政法人 15 農業者の組織する組織 (生産局長が別に定める要件を満たすもの。) 16 協議会 (生産局長が別に定める要件を満たすもの。)	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が生産局長が別に定める成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	1 事業内容の欄の1及び2については定額 2 事業内容の欄の3については1／2以内
3 ICTを活用した既存GAPの高度化支援事業	1 ICT機器の操作習熟等を図るための研修会の開催 2 クラウドによる情報システムの利用 3 GLOBALG. A. P. 等の取得又は取得に必要な審査会社等との契約の締結	1 既にGAPに取り組んでいる農業協同組合、農業生産法人又は生産者団体 2 GAPに取り組んでいない団体でGLOBALG. A. P. 等の取得に必要な体制等の条件を有すると生産局長が認める団体	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が生産局長が別に定める成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	1 事業内容の欄の1及び3については定額 2 事業内容の欄の2については1／2以内
4 全国推進事業	1 GLOBALG. A. P. の運用改善に係る取組 (1) GLOBALG. A. P. の運用改善に係る検討会の開催 (2) 生産者や流通業者等に対する調査	1 民間企業 2 公益社団法人 3 一般社団法人 4 公益財団法人	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 生産局長が別に定める内容を記載した全国推進活動プロ	1／2 ただし、事業内容の欄の1の(1)及び2の(1)について

	(3) GLOBALG. A. P. の運用改善方策の検討、 取りまとめ (4) 技術マニュアル等の作成 2 輸出用GAPの策定に係る取組 (1) 輸出用GAPの策定に向けた検討会の開催 (2) 国内GAPの実態調査 (3) 国際的なGAPに係る調査 (4) 輸出用GAPの作成 (5) 国際的な承認に向けた活動	5 一般財団法人 6 協同組合 7 企業組合 8 特定非営利活動法人 9 学校法人 10 特殊法人 11 認可法人 12 独立行政法人 13 協議会 (生産局長が別に定める要件を満たすもの。)	グラムが策定されていること。 2 事業の内容が生産局長が別に定める成果目標の達成に結びつく取組であること。 3 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	は定額
--	--	---	--	-----

別表3 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業（第2の3関係）

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助要件	補助率
I 薬用作物産地確立支援事業	1 検討会の開催 2 実証ほの設置（農業機械のリースを含む。） 3 農業機械の改良 4 栽培マニュアルの作成	1 都道府県 2 市町村 3 農業協同組合連合会 4 農業協同組合 5 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） 6 農事組合法人 7 農事組合法人以外の農地所有適格法人 8 特定農業団体 9 協議会（法人でない社団に限る。） 10 その他農業者の組織する団体	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額 ただし、事業内容欄の1の事業及び2の事業のうち導入機械等のリースについては1／2以内
II 薬用作物産地支援体制整備事業	1 検討会の開催 2 事前相談窓口の設置 3 地域相談会の実施 4 栽培技術研修の実施 5 調査・分析等	1 公益社団法人 2 公益財団法人 3 一般社団法人 4 一般財団法人 5 特定非営利活動法人	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件	定額（生産局長が別に定める額以内）

		6 独立行政法人 7 協議会（法人でない社団に限る。）	を満たしていること。	
Ⅲ 国産茶輸出拡大等促進支援事業	1 輸出用茶生産拡大への取組 （１）海外ニーズに応じた茶の生産・加工技術の導入（導入機械等のリースを含む。） （２）輸出相手国での残留農薬基準の設定 2 国内マーケット創出のための高品質・低コスト生産への取組（導入機械等のリースを含む。） 3 茶産地育成に向けた生産体制強化への取組（導入機械等のリースを含む。）	1 農業協同組合連合会 2 農業協同組合 3 農事組合法人 4 農事組合法人以外の農地所有適格法人 5 特定農業団体 6 協議会（法人でない社団に限る。） 7 その他農業者の組織する団体 8 都道府県（事業内容の欄の１の（２）に限る。）	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額 ただし、事業内容欄の１から３までの事業のうち導入機械等のリースについては１／２以内
Ⅳ 地域特産作物産地確立支援事業	1 検討会の開催 2 需要・消費動向等調査の実施 3 課題解決実証の実施 4 需要拡大に資する取組の実施 5 有能技能人材登録等の実施	1 公益社団法人 2 公益財団法人 3 一般社団法人 4 一般財団法人 5 協同組合 6 特定非営利活動法人 7 協議会（法人でない社団に限る。）	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額（生産局長が別に定める額以内）

別表４ 国産花きイノベーション推進事業（第２の４関係）

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助要件	補助率
Ⅰ 地区推進事業	1 花き関係者の連携への支援 （１）地域協議会の設置・運営 （２）生産技術向上支援 2 国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化 （１）広域連携による花き加工流通の実証 （２）国内外の需要に対応した生産・供給体制の検討 （３）物流の効率化の検討・実証	花き振興地域協議会（都道府県等の区域において、生産局長が別に定める要件を満たすもの。）ただし、事業内容の欄の２の（１）及び（３）並びに４の（１）から（３）までについては以下に掲げる団体	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額、１／２以内

	(4) 園芸資材リサイクルシステムの検討・実証 3 国産花きの需要拡大 (1) フラワーコンテスト、花文化展示会、シンポジウムの開催 (2) 花文化と併せた国産花きの情報発信 (3) 学校・福祉施設等での花育体験推進 (4) 企業や介護施設等における花と緑の活用推進 4 国産花きの輸出拡大等の支援 (1) パーフェクトコールドチェーン構築の実証 (2) 産地における切り花輸出対策の実証 (3) 盆栽等の消毒方法等の確立の実証	等も対象とする。 1 民間企業 2 公益社団法人 3 公益財団法人 4 一般社団法人 5 一般財団法人 6 協同組合 7 企業組合 8 特定非営利活動法人 9 学校法人 10 特殊法人 11 許可法人 12 独立行政法人 13 協議会（花き振興地域協議会以外のもの）		
II 全国推進事業	1 花き日持ち性向上対策実証事業 2 花き生販連携活動推進事業 3 少量花材安定供給体制構築支援事業 4 花きの効用検証・普及事業 5 花育活動全国推進事業 6 くらしに花を取り入れる新需要創出事業	1 民間企業 2 公益社団法人 3 公益財団法人 4 一般社団法人 5 一般財団法人 6 協同組合 7 企業組合 8 特定非営利活動法人 9 学校法人 10 特殊法人 11 認可法人 12 独立行政法人 13 協議会	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額

別表5 産地収益力増強支援事業（第2の5関係）

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助要件	補助率
I 大豆・麦・飼料用米等生産拡				

大支援事業				
1 作付体系転換支援事業	都道府県における大豆、麦、飼料用米等の生産性向上に向けた体制づくりや技術・経営実証等の取組を実施	事業実施主体は、次に掲げるものとする。 1 都道府県 2 大豆・麦・飼料用米等生産拡大推進協議会（都道府県等の区域を対象とし、かつ、政策統括官が別に定める要件を満たすもの。）	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 政策統括官が別に定める事業対象作物の生産性向上に取り組むこと。 2 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 3 政策統括官が別に定める要件を満たしていること。	定額
2 米粉製造革新技術等開発支援事業	1 米粉製造コスト低減革新技術の開発 2 米粉・小麦粉のミックス粉等の新たな米粉製品の開発	次に掲げるいずれかに該当する者であって、政策統括官が別に定める要件を満たすものとする。 1 米粉製造事業者 2 小麦粉製造事業者 3 パン製造事業者 4 めん製造事業者 5 菓子製造事業者 6 その他政策統括官が認める者	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 米粉製造コストの低減や新たな製品開発に取り組むこと。 2 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 3 政策統括官が別に定める要件を満たしていること。	1 / 2 以内
3 全国推進事業				
(1) 大豆価格形成安定化事業	1 入札の方法による大豆の実物取引（以下「入札取引」という。）を行うための施設の開設及び運営 2 入札取引を適正に実施するために必要な業務を行う者及び入札取引の監視を行う監視委員の配置 3 入札取引を適正に実施するために必要な業務	公益財団法人日本特産農産物協会 （昭和19年2月18日に財団法人日本特殊農産物協会という名称で設立された法人をいう。）	国産大豆の入札取引を公正かつ適正に行うこと。	定額
(2) 革新技術等波及展	1 革新技術ワークショップの開催 2 革新技術のカatalog改訂 3 革新技術の改良及び現地指導	次に掲げるいずれかに該当する者であって、政策統括官が別に定める要件を満たすものとする。	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 稲作の革新技術の波及展開	定額

		開支援事業	4 革新技术専門員の育成	のとする。 1 民間企業 2 公益社団法人 3 公益財団法人 4 一般社団法人 5 一般財団法人 6 特定非営利活動法人 7 その他政策統括官が認める者	に取り組むこと。 2 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 3 政策統括官が別に定める要件を満たしていること。	
Ⅱ 養蜂等振興強化推進事業						
1 地区推進事業	1 蜜源植物の植栽支援事業 (1) 植栽検討会議の開催 (2) 蜜源植物の植栽・管理	協議会 (生産局長が別に定める要件を満たすもの。)	補助要件は、次に掲げるとおりとする。 1 事業の内容が養蜂振興法(昭和30年法律第180号)の目的に合致するものであること。 2 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。	定額		
	2 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業 (1) 検討会の開催 (2) 先進地視察、講習会の開催、実証・展示ほ場の設置等 (3) 在来種マルハナバチの導入	養蜂等振興強化推進協議会 (生産局長が別に定める要件を満たすもの。)	補助要件は、次に掲げるとおりとする。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。 3 事業内容の欄の(1)、(2)の取組を必ず行うこと。	1 事業内容の欄の(1)、(2)は定額 2 事業内容の欄の(3)は1／2以内		
2 全国推進事業	1 事業推進委員会の開催 2 講習会等の開催 3 衛生・飼養技術指導手引書等の作成	1 民間企業 2 公益社団法人 3 公益財団法人 4 一般社団法人 5 一般財団法人 6 協同組合 7 企業組合	生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額		

		8 特定非営利活動法人 9 独立行政法人 10 協議会		
Ⅲ 地域作物支援 地区推進事業	1 国内産いもでん粉高品質化推進事業 (1) でん粉原料用いもの適正生産技術の確立 (2) 国内産いもでん粉の高品質化製造技術等の確立 (3) でん粉工場廃棄物の有価物化技術の確立 (4) 品質管理機器の整備 2 種ばれいしょ産地育成支援事業 (1) 新たな種ばれいしょ産地の形成 (2) 種ばれいしょ生産技術の習得 (3) 種ばれいしょの実証栽培 (4) 種ばれいしょ生産に向けた環境整備	事業内容の欄の事業の実施主体は、次に掲げる者とする。 1 農業協同組合連合会 2 農業協同組合 3 農事組合法人 4 農事組合法人以外の農地所有適格法人 5 特定農業団体 6 その他農業者等の組織する団体 7 事業協同組合連合会及び事業協同組合 8 民間企業（事業内容の欄の1の事業についてのみ対象） 9 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人 10 試験研究機関（事業内容の欄の1の(1)から(3)までの事業についてのみ対象）	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 事業が実施されることが確実であると見込まれること。 3 事業内容の欄の1の事業については、事業の内容がでん粉原料用いも又は国内産いもでん粉の品質向上や安定的生産に寄与すると認められること。 4 政策統括官が別に定める要件を満たしていること。	1 / 2 以内
Ⅳ 地域バイオマス支援地区 推進事業	畜産経営環境調和推進支援事業 (株)日本政策金融公庫等から畜産経営環境調和推進資金の融資を受け、家畜排せつ物の利活用施設整備及び機械導入を行う畜産農家等に対し利子助成を実施する。	畜産農家等（畜産業を営む者）	利子助成を受ける者は、(株)日本政策金融公庫等から畜産経営環境調和推進資金の融資決定を受けていること。	定額
Ⅴ 食肉等産地育成 強化推進事業	食肉等の産地育成のための取組 1 食肉等の販売企画力を強化するための取組 2 食肉等の処理加工技術力を強化するための取組 3 生産者の人材育成力を強化するための取組	食肉等産地育成協議会 (市町村等の区域において、生産局長が別に定める要件を満たすもの。)	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 生産局長が別に定める内容を記載した食肉等産地育成プ	1 / 2 以内

	4 本事業を推進するための取組		プログラムが策定されていること。 2 事業内容の欄の1から3までの取組のうちいずれか一つ及び4の取組を必ず行うこと。 3 受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。 4 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 5 産地内における対象品目の産出額が適正に算出されることが見込まれること。 6 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	
VI 乳業再編等合理化推進事業				
1 地区推進事業	1 地域における乳業の再編合理化の推進 (1) 乳業再編等地域協議会の開催、調整等 (2) 乳業再編地域ビジョン及び実行計画の作成、調整等 2 地域における集送乳の効率化の推進 (1) 地域協議会の開催、調整等 (2) 地域集送乳プランの作成、調整等 3 乳業工場の廃業に伴う従業員の合理化の推進	乳業再編等協議会 (生産局長が別に定める要件を満たすもの。)	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業を行おうとする地域が所在する都道府県において、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3に基づく酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画が作成されていること。 2 事業内容の欄の1又は2のいずれかの取組を必ず行うこと。	定額 ただし、事業内容の欄の3については、生産局長が別に定める額以内とする。
2 全国推進事業	1 全国及びブロック地域における乳業の再編合理化の推進 (1) 乳業再編ビジョンの作成、調整等 (2) 普及・啓発・指導等	1 公益社団法人 2 公益財団法人 3 一般社団法人 4 一般財団法人	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。	定額

		2 乳業工場等への経営指導等	5 協同組合 6 企業組合 7 特定非営利活動法人 8 特殊法人 9 認可法人 10 協議会	2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	
--	--	----------------	---	--------------------------	--

別表 6 農畜産業機械等リース支援事業（産地活性化型）（第 2 の 6 係）

事業種類	事業内容	事業実施主体	リース料助成率
農畜産業機械等リース支援事業（産地活性化型）	別表 5 の I の 1 及び 2 のいずれかの事業と一体的に実施するリース方式による生産局長が別に定める農業機械の導入。	別表 5 の I の 1 及び 2 の事業の事業実施主体 ただし、別表 5 の I の 1 の事業については、当該事業の事業実施計画に定める場合にあっては、「大豆・麦・飼料用米等生産拡大重点地域」に所在する市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等（生産局長が別に定める要件を満たすものに限る。）を事業実施主体とすることができる。	定額（生産局長が別に定める額以内）